

三次市教育委員会議案第 1 1 号

三次市民ホール事業運営委員会規則の一部を改正する規則案を次のように提出する。

平成 2 7 年 5 月 1 4 日

三次市教育委員会教育長 松 村 智 由

三次市民ホール事業運営委員会規則の一部を改正する規則（案）

三次市民ホール事業運営委員会規則(平成 2 6 年三次市教育委員会規則第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「「委員会」」を「「運営委員会」」に改める。

第 2 条, 第 3 条第 2 項及び第 4 条第 1 項中「委員会」を「運営委員会」に改める。

第 6 条を第 7 条とする。

第 5 条第 1 項から第 3 項までの規定中「委員会」を「運営委員会」に改め, 同条を第 6 条とする。

第 4 条の次に次の 1 条を加える。

(監事)

第 5 条 運営委員会に, 監事 2 人を置く。

2 監事は, 教育委員会が任命する。

3 監事は, 会計を監査する。

4 監事の任期は, 1 年とし, 再任を妨げない。ただし, 後任者が任命されるま

での間は、その職務を行うことを妨げない。

- 5 監事に補欠を生じた場合の補欠監事の任期は、前任者の在任期間とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年5月 日から施行する。

(最初に任命される監事の特例)

- 2 この規則の施行の日後、最初に任命される監事の任期については、第5条の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

(三次市民ホール設置及び管理条例施行規則の一部改正)

- 3 三次市民ホール設置及び管理条例施行規則（平成27年三次市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第8条の見出し中「使用料金」を「利用料金」に改める。